民法一部改正法案(婚姻平等法案) 概要

- 現行法において同性婚は認められないと解されていること
- 個人の性的指向・性自認を尊重する必要性

「婚姻の平等」を実現するため、 同性の当事者間による婚姻を法制化

1. 同性婚の法制化

異性又は同性の当事者間で婚姻が成立する旨を明記

2. 特別養子縁組その他の養子縁組に関する規定の整備

同性婚の当事者も特別養子縁組その他の養子縁組が できるよう所要の規定を整備

3. 所要の規定の整理

同性婚を認めることに伴い、文言を性中立的なものに改正

- ・「夫婦」「夫」「妻」→ 「婚姻の当事者」
- ・「父母」「父」「母」→ 「親」 など
- ▷ 施行日 …公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日
- ▷ 法制の整備等…施行日までにこの法律の施行に必要な法制の整備その他の措置を 講ずる。
- ▷ 特例措置 …施行前に養子縁組をした同性の当事者(施行後に離縁をした場合に限る。)は、民法上の婚姻障害の規定にかかわらず、施行日から2年以内に限り、婚姻をすることができる。
- ▷ 検討 …政府において、施行後3年を目途に、同性婚の当事者の婚姻中に 出生した者の身分の在り方、生殖補助医療の在り方等について検討